

○野々市市入札予定価格事前公表取扱要綱

平成16年4月14日野々市町告示第34号

改正

平成17年3月28日野々市町告示第32号

平成19年3月14日野々市町告示第8号

平成20年9月10日野々市町告示第120号

令和4年3月31日告示第59号

令和7年3月27日告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市が発注する建設工事及び委託業務の入札執行前に予定価格の公表（以下「事前公表」という。）を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象となる契約)

第2条 事前公表の対象は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する請負契約とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前公表により適正な入札の執行に支障があると認められる場合その他特別の理由がある場合は、事前公表を行わないことができる。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表する予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。

(事前公表の方法)

第4条 事前公表は、競争入札の公告又は通知に予定価格を記載することにより行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月28日野々市町告示第32号）

この要綱は、公表の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成19年3月14日野々市町告示第8号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
(野々市町低入札価格調査制度要綱の廃止)
- 2 野々市町低入札価格調査制度要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。  
附 則（平成20年9月10日野々市町告示第120号）  
この要綱は、平成20年10月2日から施行する。  
附 則（令和4年3月31日告示第59号）  
この告示は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則（令和7年3月27日告示第35号）  
この告示は、令和7年4月1日から施行する。